

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者 ③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 ④ ①、②、③に該当しない者で、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した者 (平成27年3月末までの経過措置)</p>
報酬単価	<p>747単位(平成26年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>526単位(平成26年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合</p>	<p>526単位(平成26年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合¹</p>

就労移行支援

○対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者（65歳未満の者）

- ① 企業等への就労を希望する者

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等 → 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

利用定員規模に応じた単位設定 747単位(定員21人以上40人以下)

- ※ 過去の就労定着者数が0である場合の所定単位数について、以下の通り算定を行う。(平成24年10月1日施行)
- 過去3年間の就労定着者数が0の場合→100分の85
- 過去4年間の就労定着者数が0の場合→100分の70

■ 主な加算

就労移行支援体制加算

→一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合
41～209単位

就労支援関係研修修了加算

→就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合
11単位

移行準備支援体制加算

→施設外支援として職員が同行して、企業実習等の支援を行った場合 41単位(I)新規
→施設外就労として請負契約を結んだ企業内で作業等を行った場合 100単位(II)

○事業所数 2,771(国保連平成26年3月実績)

○利用者数 27,702(国保連平成26年3月実績)

就労継続支援A型

○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障害者（利用開始時、65歳未満の者）

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
→ 10:1以上

○ 報酬単価（平成26年4月～）

■ 基本報酬

就労継続支援A型サービス費(Ⅰ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7.5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位 469単位～589単位

就労継続支援A型サービス費(Ⅱ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位 423単位～538単位

※ 短時間利用者(週20時間未満の利用者)の占める割合について、以下の通り算定を行う。(平成24年10月1日施行)

- ・100分の50以上100分の80未満の場合→100分の90で算定
- ・100分の80以上である場合→100分の75で算定

■ 主な加算

重度者支援体制加算

→障害基礎年金1級受給者を利用者として一定程度利用の場合、加算により評価(就労継続支援B型も同様)。

45単位～56単位(Ⅰ) 22単位～28単位(Ⅱ) 11単位～14単位(Ⅲ)

※ (Ⅲ)については、特定旧法指定施設から移行した事業所が対象で、平成27年3月31日までの措置。

○ 事業所数 2,054(国保連平成26年3月実績)

○ 利用者数 36,730(国保連平成26年3月実績)

就労継続支援B型

○対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された者
- ④ ①～③に該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る)

○サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等
→ 10:1以上

○報酬単価(平成26年4月～)

■基本報酬

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7.5:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位
469単位～589単位

就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位
423単位～538単位

■主な加算

目標工賃達成加算

→工賃について、一定の要件を達成した事業所に対し、加算を実施
49単位(Ⅰ) 22単位(Ⅱ)

目標工賃達成指導員配置加算

→工賃の引き上げを達成するための指導員を配置した場合、加算を実施
64単位～81単位

○事業所数 8,465(国保連平成26年3月実績)

○利用者数 180,895(国保連平成26年3月実績)